

景観法及び可児市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び可児市景観条例（平成20年可児市条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の届出)

第2条 法第16条第1項の規定による届出を行おうとする者は、景観計画区域内における行為の届出書（別記様式第1号）を、同条第2項の規定による届出を行おうとする者は、景観計画区域内における行為の変更届出書（別記様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 前項に規定する届出書には、別表左欄に掲げる行為に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる図書を添付するものとする。ただし、市長が特に添付を必要としないと認めるものについては、この限りでない。

3 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。

(適合の通知)

第3条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が条例第6条の景観計画に定められた行為についての制限に適合すると認めるときは、景観計画区域内における行為の制限の適合通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(勧告)

第4条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（別記様式第4号）により行うものとする。

(行為の通知)

第5条 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域内における行為通知書（別記様式第5号）に第2条第2項に掲げる図書を添えて行うものとする。通知した内容を変更しようとするときも、また同様とする。

(命令)

第6条 法第17条第1項の規定による命令は、変更命令書（別記様式第6号）により行うものとする。

(状況報告書)

第7条 法第17条第7項又は第45条に規定する報告は、状況報告書（別記様式第7号）により行うものとする。

(身分証明書)

第8条 法第17条第8項に規定する証明書は、別記様式第8号によるものとする。

(景観重要建造物の指定の通知)

第9条 法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書（別記様式第9号）により行うものとする。

(景観重要建造物を表示する標識)

第10条 法第21条第2項に規定する標識は、別記様式第10号によるものとする。

2 市長は、前項の標識を道路その他公衆によって容易に確認できる場所に設置するものとする。

(景観重要建造物の現状変更の申請)

第11条 法第22条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要建造物の現状変更許可申請書(別記様式第11号)の正本及び副本により申請するものとする。

(景観重要建造物の指定の解除の通知)

第12条 法第27条第3項の規定による通知は、景観重要建造物指定解除通知書(別記様式第12号)により行うものとする。

(景観重要樹木の指定の通知)

第13条 法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書(別記様式第13号)により行うものとする。

(景観重要樹木を表示する標識)

第14条 法第30条第2項に規定する標識は、別記様式第14号によるものとする。

2 第10条第2項の規定は、前項の標識の設置について準用する。

(景観重要樹木の現状変更の申請)

第15条 法第31条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要樹木の現状変更許可申請書(別記様式第15号)の正本及び副本により申請するものとする。

(景観重要樹木の指定の解除の通知)

第16条 法第35条第3項の規定による通知は、景観重要樹木指定解除通知書(別記様式第16号)により行うものとする。

(景観協定の認可)

第17条 法第81条第4項の認可の申請をしようとする者は、景観協定認可申請書(別記様式第17号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 景観協定書の写し
- (2) 景観協定の目的となる土地の区域(以下「景観協定区域」という。)を表示する図面
- (3) 法第81条第1項に規定する土地所有者等(当該景観協定区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者を除く。以下「土地所有者等」という。)の全員の合意を証する書類
- (4) 土地所有者等の全員の氏名、住所及びその有する権利の種類並びに当該景観協定区域内の土地の地目及び地積を示す書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(景観協定の変更の認可)

第18条 条例第22条第2項において準用する同条第1項に規定する法第84条第1項の認可の申請をしようとする者は、景観協定変更認可申請書(別記様式第18号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の景観協定書の写し
- (2) 景観協定区域を表示する図面(景観協定の区域を変更した場合に限る。)
- (3) 土地所有者等の全員の合意を証する書類
- (4) 土地所有者等の全員の氏名、住所及びその有する権利の種類並びに当該景観協定区

域内の土地の地目及び地積を示す書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(景観協定の廃止の認可)

第19条 条例第22条第2項において準用する同条第1項に規定する法第88条第1項の認可の申請をしようとする者は、景観協定廃止認可申請書（別記様式第19号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 協定の廃止が締結者の過半数の合意によることを証する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(景観アドバイザーの職務)

第20条 条例第25条に規定する可児市景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）

は、次に掲げる事項に関し、良好な景観形成の見地から情報の提供及び専門的助言を行うものとする。

(1) 公共施設及び民間施設の整備、改善等に関する事項

(2) 行為の届出に関する事項

(3) 景観形成重点地区に関する事項

(4) 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める事項

(守秘義務)

第21条 アドバイザーは、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(補則)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則の施行に関し必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

行為の種類	添付図書		
	種類	縮尺	内容
法第16条第1項に規定する建築物の建築等又は同条第2項に規定する工作物の建設等	位置図	1 / 2, 500以上	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
	現況写真		当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
	配置図	1 / 500以上	当該敷地内における建築物又は工作物の位置及び緑地の位置を表示する図面
	立面図	1 / 100以上	彩色が施された各面の立面図
土地の形質の変更	位置図	1 / 2, 500以上	当該区域及び当該区域の周辺の状況を

			表示する図面
	現況写真		当該区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
	造成計画平面図	1 / 500以上	造成計画を明らかにする図面
	土地利用計画平面図	1 / 500以上	土地利用計画を明らかにする図面
土石の採取	位置図	1 / 2, 500以上	当該区域及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
	現況写真		当該区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
	配置図	1 / 500以上	当該区域内における採取場、廃土堆積の位置、高低差等を表示する図面
	遮へい措置図		行為中の遮へい物の位置、種類、構造、規模等を明らかにする図面
	採取終了措置図		採取終了措置を明らかにする図面

※別記様式第 1 号から第 19 号は、掲載省略。